

日本からの輸出で許可や承認を要するような品目か否かを確認したい

(質問)

日本から貨物を輸出する場合、税関への輸出申告の前に、他法令に関わる承認や許可の要否を確認する必要がありますと聞きます。貨物の性状からして武器やその関連品ではないと思いますが、念のため輸出で許可や承認を要するような品目か否か確認するにはどうしたら良いですか？

(回答)

武器類の輸出

日本の輸出貿易は、外国為替及び外国貿易法（外為法）第48条第1項及び第25条第1項、第3項の「輸出貿易管理令（輸出令）」及び「外国為替令（外為令）」によって武器やその関連部品の輸出及び技術提供が規制されています。いわゆる輸出令別表第1にリストアップされている対象貨物を、輸出する場合は、経済産業大臣の許可を取得する必要があります。「許可」とは法令で禁止されている行為の解除で、むしろ転用の可能性を疑う等、輸出に際してリスト規制に該当するか否か（該非判定）、細心な注意が必要なことは広く浸透しています。

このリスト規制を補完する仕組みでキャッチオール規制があります。リスト規制に該当しない汎用品（食料品や木材等は除く。）といえども、大量破壊兵器の開発等の関与が懸念される輸入者や、輸出管理を厳格に実施している、いわゆるホワイト国（輸出令別表第3）でない輸入国を列挙（外国ユーザーリスト）し、これらの輸出については用途や需要者に懸念がないか輸出者に十分な審査を行うよう注意喚起しています。

武器類以外の輸出

輸出令別表第1は、安全保障貿易管理のためのリストですが、ダイヤモンド原石、うなぎの稚魚、冷凍のあさり・はまぐり、かすみ網等、経済産業大臣による輸出の「承認」が必要となっている品目もあります。これらは国内需要の確保、国際協定等の遵守などの観点から、輸出令別表第2に該当品目としてリストアップされています。

その他別表第2にはワシントン条約該当物品や特定有害廃棄物等も含まれています。

また、北朝鮮に対し外為法に基づく輸出禁止措置を

講じており、別表第2の2に掲げる貨物（奢侈品、日用品等）の北朝鮮を仕向地とする輸出をしようとする場合、経済産業大臣の「承認」を必要とし、「承認」しない措置（輸出禁止）をとっています。

さらに、皮革や毛皮を原材料として輸出し、これを海外で加工し、靴・かばん・財布・革製衣類・毛皮製品などの完成品を輸入する場合（委託加工貿易契約）には、その原材料の輸出の際に、経済産業大臣の「承認」が必要となります。

他法令

外為法以外の法令の規制により、許可や承認が必要な物品もあります。

・文化財保護法

重要文化財や重要美術品で、絵画・彫刻・工芸品など。

・植物防疫法

コーヒー豆・生花・米・麦・小麦粉などで、植物検査合格証が必要。

・鳥獣の保護及び狩猟の適正化法

鳥・獣及びそれらの加工品・鳥類の卵。

事前許可取得

対象となる品目を輸出する場合は、通関手続きを行う前に関係省庁の事前許可や承認を取得する必要があります。

対象品目かどうか分からないときは、各税関の税関相談官室にお問い合わせください。

安全保障貿易管理に関するリスト規制及びキャッチオール規制に関する問い合わせは、安全保障輸出管理を専門とする機関（安全保障貿易情報センター（CISTEC））に照会して許可の必要の有無を確認して置くことが肝要です。